

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年11月3日 07時00分ごろ
発生場所	山口県上関町天田島西方沖 天田島灯台から真方位268° 600m付近 (概位 北緯33° 46.3′ 東経132° 02.7′)
事故の概要	プレジャーボート風雅は、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月25日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 風雅、5トン未満（長さ8.55m）
船舶番号、船舶所有者等	252-22168山口、株式会社テクノウェル
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 操船者、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼に欠損、船尾船底部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約290cm（室津）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、操船者ほか同乗者5人を乗せ、釣りの目的で航行中、船長が、操船者にGPSプロッターに表示された上関町八島を示し、八島南方沖へ向かうよう指示した後、操船者と操船を交代してキャビンの中で釣りの仕掛けの準備を始めた。</p> <p>本船は、操船者が操縦席に腰を掛け、上関町鼻繰島北西方沖で、GPSプロッターを見て八島に向けて転針し、約20ノットの対地速力で手動操舵により南東進していたところ、天田島西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>操船者は、GPSプロッターに本件浅所の表示がなく、本件浅所の存在を知らなかったため、天田島を離して航行すれば安全に通過できると思い、八島北西岸に向けて航行していた。</p> <p>船長は、ふだん本件浅所の西方を航行していた。</p>
分析	<p>本船は、南東進中、操船者が、GPSプロッターに本件浅所の表示がなく、本件浅所の存在を知らないまま、天田島を離して航行すれば安全に通過できると思い、本件浅所に向けて航行を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が南東進中、操船者が、GPSプロッターに本件浅所の表示がなく、本件浅所の存在を知らないまま、天田島を離して航行すれば安全に通過できると思い、本件浅所に向けて航行を続けたため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操船者は、事前に海図等を確認して航行予定海域の水路調査を適切に行い、障害物及び水深などを把握しておくこと。
--------------	---